

29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情

受理年月日 平成29年11月27日

陳情者 東大和市南街5-81-2
町田 雄治
東大和市向原6-1389-3
柳下 進

付託する委員会 建設環境委員会

陳情趣旨

小平・村山・大和衛生組合（以下、「小村大衛生組合という。」）が現在進めている、3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、新ごみ焼却施設事業について、「東大和市議会として小村大衛生組合に対し、その行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行及び市民の意見を反映させること」の決議を求める。

陳情理由

1. 小村大衛生組合の事業の進め方について、次のような問題・課題がある。

3市共同資源物処理施設については、第46回の地域連絡協議会（平成29年11月11日開催）で、協議会を一方的に打ち切り解散した。協議会は3市と小村大衛生組合の4者で合意したことを進める場であり、解散に当たっては合意も協議もする必要はないとして。協議会では組成分析、排気ガスに関するシミュレーション等懸案事項が未処理で残されているにもかかわらず、その役割を終えたとしている。これは、協議会の存在意義、協議委員の意見を無視した暴挙とも言える。

また、協議会や懇談会等における小村大衛生組合の発言・説明には不適切かつ一方的に持論を主張するものが多い。情報開示も小村大衛生組合が事業を進めるに当たり都合のよいものが多いと言える。

一例を挙げると、5月16日の都市計画審議会の資料5-2

万一、3市共同による廃棄物処理の枠組みが崩れてしまうと・・・

東大和市が単独で可燃ごみを処理するとなった場合に必要となる経費

処理支援の依頼 年7億5千万、焼却施設の建設費用48億円と計算して記載し

ている。

これは、一面的な情報開示記載の事例で、枠組みが壊れると残りの2市も東大和市と同じこととなるが、2市の表示はない。東大和市のみの記載では、東大和市民にいたずらに不安感を募らせるミスリード、不適切な情報開示以外の何者でもない。また、これらの情報開示が行政の答弁や一部議員の意見として用いられている事実もあり、その影響は大きい。添付資料1を御参照。

さらに、平成29年4月25日、3市ごみ処理事業推進本部総合調整部会会議要録から。添付資料2を御参照。

街づくり懇談会において、容器包装プラスチック及びペットボトルについて、「現在の民間委託で問題ないのでは」との質問があった。「民間委託先の自治体の了解が得られる将来的な約束がない」と説明したが、これでは不十分であると考えている。将来的な約束の担保を示すために「民間委託は、武蔵村山市から、平成30年度末までと言われている」と回答させていただきたい。このようなやりとりをして、市民に意図的に不安感を増長させる発言をすることは、不適切な情報開示である。

—— 等々の事例は小村大衛生組合が事業をもくろみどおり強引に進めようとの姿勢の現れで事業者として問題がある。

2. 事業の全貌・総額を開示することなく進められている。

11月13日に開催された新ごみ焼却施設整備基本計画案の資料に、財政計画として概算事業費が293億円と想定したと記載されている。一方「工事期間中の他団体への処理を依頼する費用や運営維持管理費用については事業を進める中で確認します」としている。この事業の形式は「公設+長期包括的運営委託方式」である。小村大衛生組合から開示された「類似ごみ焼却の建設費」（添付資料3を御参照）では、運営費は多額で長期固定化されていることがわかる。したがって、この総額を試算ベースでも大まかに知ることは、費用の負担者である市民にとっては当然のことである。

そこで、総予算の把握について、小林管理者にお伺いしたところ、把握していない。事務局に聞いてほしい。事務局は性能発注方式を採用しているため詳細は把握できない。とのコメントあり。要はプロジェクト責任者、事務方も総額を把握できずに大事業が進行していることが、市民説明会で露呈された。

—— 等々と小村大衛生組合の情報開示に偏りがあること。さらに費用の全貌(試算ベースでも)も把握できていないとは、事業者として不適格で、納税者である市民として負託できる先とは言えない。

そこで、東大和市議会として、小村大衛生組合に対し、計画中の事業についてその行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行及び市民の意見を反映させることの決議を求めるものである。